

医政地発 0930 第 6 号
令和 2 年 9 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 2 年度病床機能報告の実施等について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）は、毎年 7 月 1 日時点における病床の機能と 2025 年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告することとしています。

これについて、別添 1 のとおり、病床機能報告対象病院等に対し周知しましたので御了知の上、下記について病床機能報告対象病院等に対して周知いただき、各医療機関の報告が円滑に行われるよう御配慮願います。なお、関係団体の長にも別添 2 のとおり通知を発出していることを申し添えます。

記

1. 入院診療実績の報告対象期間の通年化等について

平成 31 年 2 月 22 年に開催した第 19 回地域医療構想に関するワーキンググループでは、各医療機関が担っている役割に関する重要な指標となり得る手術等の診療実績について、報告対象が 1 ヶ月分（6 月診療分）の実績であるため、季節等の要素で報告値が診療の実態を十分に反映していないという課題があることから、通年化するよう見直しを進めていくこととされました。

本年 8 月 14 日の第 26 回地域医療構想に関するワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしました。

- ① 令和 3 年度以降の病床機能報告においては、入院患者に提供する医療の内容のうちレセプト情報による方法で報告を行うこととなっている項目（以下「入院診療実績」という。）の報告対象を通年（前年 4 月～3 月分）の実績とすること。

- ② 令和2年度の病床機能報告については、①の取扱いを前提としつつ、新型コロナウイルス感染症対応下において、病床機能報告対象病院等の負担軽減を図るため、入院診療実績の報告を求めない（※）こと。

※ 令和2年度病床機能報告に関して、入院診療実績の報告を不要とすることについては、本年9月28日に「令和二年十月一日から同月三十一日までの間に行うものとされる病床機能報告に関する医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の特例」（令和2年厚生労働省告示第329号）を告示。

2. 報告対象期間の通年化に向けた対応について

病床機能報告における入院診療実績の報告対象期間の通年化に向け、電子レセプト情報による方法により年間の診療実績等を報告する際に病棟別の診療実績を報告できるよう、別添3「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について」（令和2年3月16日付け医政地発0316第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、診療報酬請求時の電子レセプトにあらかじめ病棟情報を記録するための留意事項等を示していますので、取扱いに遺漏のないようお願いします。